

入院のご案内

入院日　　月　　日　　曜日

地域のみなさまと安全・安心・納得の医療を

公益社団法人 北海道勤労者医療協会

勤医協中央病院

Kin-ikyo Chuo Hospital

入院手続きと準備

入院当日は、正面玄関横１階０６番「０６入退院受付」へおこしください。

☐入院誓約書　　☐印鑑

☐健康保険証（公費の医療受給者証をお持ちの方は一緒にご用意ください）

※当院では限度額認定証は持参不要です。オンライン資格確認にて区分を確認させていただきます。なお、協会けんぽで非課税世帯の方は別途手続きが必要ですので入院窓口職員へ申し出下さい

- 医療保護の方は、入院要否意見書が必要です。
- 労働災害の方は、５号様式（あるいは６号様式）が必要です。
- 交通事故の方は、その旨をお知らせください。
- 入院中に保険扱いによる他の医療機関受診は(お薬の処方も含みます)できません。入院中に持参された薬が切れたり、他院の予約が重なっている場合は、主治医や看護師にお知らせください。

用意していただくもの

- 2026 年 6 月 1 日より病衣・タオル・日用品・オムツなど日額定額制の CS セットの利用をお願いします。病気によって違いますが、おおむね、次のものをご用意してください。

●CS セット

日用品	□ ティッシュペーパー	□ くずかごまたはゴミ袋	□ コップ	
洗面用具	□ 歯ブラシ	□ 石鹸	□ タオル	□ バスタオル
	□ シャンプー	□ 髭剃り		
着替え	□ 下着	□ パジャマ		
	□ 上履き ※転倒予防のため、かかとが覆われたすべりにくい靴をお持ちください。サンダル・スリッパは禁止しています。			
その他	□ 服用中の薬	□ お薬手帳		
必要な方	□ 洗濯洗剤	□ イヤホン	□ オムツ	

- その他、手術などで必要なものがある場合は、あらためてご説明いたします。
- 貴重品については原則自己管理となりますので、持込は最小限に抑えていただくようお願い致します。床頭台にセーフティーボックスが設置されていますのでご利用ください。盗難・置き引きの発生については、当院では責任を負いかねます。

● お食事の際の箸・スプーンは病院でご用意いたします。

《持込をご遠慮いただいているもの》

寝　具：寝具は当院で用意するものをご使用ください。タオルケット等の持込は禁止です。

その他：アルコール飲料（ノンアルコール飲料含む）、たばこ、ペット、果物ナイフ、など危険または有害なものは持ち込まないでください。

入院生活

起床と消灯

● 起床：６時　　消灯：２１時

● 消灯後はテレビ観賞もご遠慮願います。

● 起床前や消灯後の洗面所の使用はご遠慮ください。

面会について

● 感染症の流行状況などにより面会制限や禁止をお願いしております。
　別紙にてご案内いたします。

食事について

● 朝食８時・昼食１２時・夕食１８時です。
　（病棟によって２０分くらい前後しますのでご了承ください。）

● 配膳、下膳は、安静の程度にもとづいてできるだけご協力ください。

● 一般食については食事メニューを選択できますので遠慮なくお申し出ください。

● 冷蔵庫をご利用の際は、最小限度の食品としてください。
　（賞味期限切れ、開封された牛乳、加熱処理していないもの、生菓子はご遠慮ください）

● 患者さん同士での食べ物のやりとりは療養上支障がありますのでご遠慮ください。

● 各病棟のラウンジに給茶機（お湯・お茶）、製氷機を備えております。

※　食中毒防止のために

①食前には流水・石鹸での手洗いを必ず行いましょう。

②食事は配膳後、早めに食べましょう。

③食べ残しは、そのまま下膳しましょう。

④病院への食べ物の持込は、ご遠慮ください。また、お見舞いに来られる方にもご協力をお願いします。

⑤検査などで、通常の配膳時間に食事をできない患者さんの食事内容は、全粥、たいみそ、ゼリー、お茶などに変更しますのでご了承ください。

⑥安全性を第一に考え、生卵、刺身など、生ものの使用は控えています。

⑦お膳に嘔吐した際は、スタッフにお知らせください。

※　食事下膳時のお願い

衛生上、食器返却の際は、お盆の上に病院が提供した食器以外のものをのせないようにお願いします。(例：持参された箸・スプーン等、薬袋、ばんそうこう、ティッシュなど)

外出・外泊

- 無断外出・外泊は厳禁です。
- 入院中の外出・外泊希望は、主治医または担当の看護師にご相談ください。病状によっては外出・外泊ができないこともあります。
- 外出・外泊の際は届出用紙に記入していただきます。帰院の際は、スタッフステーションにご連絡ください。

病院内の感染防止

- 咳や痰などの呼吸器症状や発熱などが有る場合や感染症流行時は、マスクの装着をお願いする場合があります。
- 海外旅行や海外出張で帰国後１０日以内の方は職員へお申し出ください。

安全な療養を送るために

- 安全・安心な入院生活を送っていただくため「患者まちがい」防止対策としてネームバンドを着用していただきます。
- 医療行為を行う際は「お名前（姓と名）」「生年月日」をお聞きしご本人確認を行います。

入浴・散髪・コンビニ・レストラン

- 入浴時間　　浴室使用時間　　９時～２１時
  シャワー室使用時間　６時～２１時

入浴の際は職員へお申し出ください。病状により入浴を控えていただくことがあります。

- 理容室「ヘアーサロン スッキリ」は１階にあります。予約制です。
- 洗濯は、各病棟の洗濯室（コインランドリーと乾燥機）をご利用ください。ご利用にはテレビ・ランドリーカード（各病棟と血液浄化センターの自動販売機にて購入可能）をご購入いただくか、硬貨をご用意ください。
- コンビニ[ファミリーマート]は１階にあります。年中無休です。
  営業時間は、平日７時３０分～２０時、土日祝７時３０分～１７時まで
- レストラン[すずらん]の営業時間は、１１時～１４時です。外来休診日は休業です。

ATM・郵便・図書室

- コンビニ［ファミリーマート］内に E･net 銀行 ATM があります。営業時間内にご利用いただけます。
- 郵便ポストは１階正面玄関にあります。
- 患者図書室[こらぼ]は１階にあります。月～金曜日の１０時～１６時の時間でご自由にご利用ください。土日祝日は休業です。入院患者さんには貸し出しも行っております。

テレビ・電気製品について

- ベッドには液晶テレビが設置されておりますが、ご利用にはイヤホンのご用意（CS セット・コンビニで購入可能）と、テレビ・ランドリーカードの購入（各病棟と血液浄化センターの自動販売機にて購入可能）が必要です。詳しいご利用方法につきましては、各病室にあります説明書をご覧ください。なお、個人でのテレビ持ち込みはご遠慮ください。
- 病室では、電気カミソリ、ラジオ（イヤホン利用）、携帯電話（メール）、ノートパソコン以外の電気製品の使用はお断りしています。

携帯電話の使用について

- 持ち込み禁止エリア

  手術センター・ＭＲ検査室内

- 使用禁止エリア《電源をお切りください》

  ＩＣＵ、診察室、処置室、検査室、放射線室、リハビリテーション室などの医療用精密機器のあるところや診療を行う場所

- メール許可エリア《マナーモードでの待受とメールの送受信は可、会話は不可》

  病室（４床室)、各待合席、患者図書室、その他院内の通路など

- 会話許可エリア

  正面玄関風除室、ヒーリングプラザ、レストラン、各病棟のラウンジ、２階ＩＣＵ家族控え室、病室（個室）

  ・通話の際は他の方の迷惑にならないよう、ご注意ください。

  ・療養上支障をきたすような頻繁な使用はご遠慮ください。

  ・治療中や、消灯時間中は使用をお控えください。

  ・マナーモード、「話し声は小さく」が基本です。

  ・病室内は、使用する医療機器により、電源をお切りいただくことがあります。

その他

- 補聴器、メガネ、入れ歯、その他貴重品は自己管理してください。破損、紛失について当院では責任を負いかねます。
- 病気の程度によって、病棟、病室を移っていただくことがありますのでご協力ください。
- 原則として家族の付き添いはご遠慮いただきます。
- 当院の患者用駐車場は外来通院患者専用となっています。

  入院される方の駐車は固くお断りしています。ただし、やむをえない事情がある場合は、２階事務室・総務課までお申し出ください。
- 金品の謝礼は、お受けしておりません。お気遣いのないようお願いします。
- 個人情報保護に関して、電話などによる入院のお問合せ及び病室前の名札表示については別紙確認書を入院受付に提出してください。
- 生命保険、傷病手当金等の各種診断書類については、１階０番「０７文書受付」で受け付けております。

診療内容

急性期の診療について

当院は急性期の診療を担当する病院です。症状・病状などにより病室や病棟をかわっていただくことがありますので、ご協力お願いします。また、治療の進み具合によっては、予定より早く退院・転院していただく場合もあります。

個室の利用について

無差別・平等の医療と福祉を実現する立場から**差額ベッド代は一切徴収しておりません。**
個室の利用については治療・病態から必要性を判断させていただきますのでご了承ください。

病気の説明について

当院では、診療情報を開示しております。また必要時、担当医から患者さん・ご家族の方に病状や診療について、ご説明します。不明な点があれば遠慮なく職員までお申し出ください。
※なお、緊急の検査や手術などであらかじめお約束した時間より遅れが生じたりする場合や、延期することもあります。ご了承ください。

セカンドオピニオンについて

入院中または退院後に「主治医の説明だけでなく、他の病院の医師の意見も聞いてみたい」という希望がありましたら、主治医または看護師にお話しください。紹介状等、診療情報を用意することが可能です。

臨床研修指定病院として

当院は、厚生労働省の臨床研修指定病院です。研修医が指導医の指示のもとに、診療や検査にあたることがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

特定行為研修指定医療機関として

当院は、厚生労働省の特定行為研修指定医療機関です。医師の指示のもとに、専門的な知識と技術が必要とされる特定行為（診療の補助）にあたることがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

特定行為とは、看護師が行う医療行為のうち、医師があらかじめ指示した病状の範囲内で、手順書により行うことができる高度かつ専門的な知識および技能が特に必要とされる行為のことです。

禁止事項

- 病院内及び敷地内での喫煙・飲酒・かけごとは禁止します。
- 周辺敷地への無断立ち入りなど、周辺にお住まいの方のご迷惑となるような行為も禁止です。
- 患者さんや職員のプライバシーおよび個人情報を保護するため、病院内での動画や写真の撮影・録音を原則禁止しています。無断での撮影・録音や、SNS など Web サイトへの投稿はお控えください。
- 暴言・暴力・セクハラなどの迷惑行為が認められた場合においても、入院をお断りし退院していただく場合があります。

医療費の支払い

- 入院中の医療費は、毎月末日に締め切り、翌月 10 日以降に請求書を病室へお届けいたします。お支払いは、請求書受領後 1 週間以内に、１階０番「０５会計」窓口または自動精算機にてお願いいたします。なお、ご自宅などへの請求書郵送をご希望の方は、お近くの職員までお知らせください。
- 退院の際は、退院当日にお支払いをお願いいたします。お支払いは、１階０番「０５会計」窓口または自動精算機にてお願いいたします。なお、事前に費用の概算をご希望の方はお申し出ください。
- 各種クレジットカードによるお支払いも会計窓口、又は自動精算機で受け付けております。支払い方法は、１回払い、３回払い、６回払い、１２回払いとなります（使用できるカードについては窓口でおたずねください）。
- 会計窓口でのお支払いは２４時間対応しております。自動精算機のご利用時間は平日９

時～１７時、土曜日（第４土曜以外）９時～12 時３０分です。それ以外の時間は１階０番「０１再来受付、時間外受付」でのお支払いとなります。

- 何らかの理由で退院当日にお支払いいただけなかった場合は、ご自宅へ請求書をお送りいたします。請求書をご持参のうえ窓口でお支払いいただくか、同封の郵便振替用紙を使用してお近くの郵便局からご送金いただくことも可能です。また、銀行振込をご希望の場合は、指定の口座へお振込みくださいますようお願い申し上げます。
- 万が一お支払いが確認できない場合は、連帯保証人の方へご請求させていただく場合がございます。ご了承ください。
- 当院では医療保険から支払いが減額される「入院期間が１８０日を超える入院費の一部費用（特別な料金）」は徴収しておりません。

介護・生活相談

患者相談窓口のご案内

患者相談窓口を設置しております。相談のご希望がありましたら、担当者がお話を伺います。申込書を添付してありますので記入して職員にお渡しください。
また、ご意見・ご要望は、直接職員に伝えていただくか、各階に設置した投書箱をご利用ください。

よりよい療養生活をめざして

医療費、健康保険、介護保険、各種福祉制度、その他退院後の生活などのご相談は専任のソーシャルワーカーが行っています。病棟の看護師、もしくは１階２番「医療福祉相談室」までご連絡ください。

退院の手続き

- 退院当日は、午前１０時を目途にご準備ください。
- 退院手続きについては、病棟のスタッフよりご案内いたします。会計のある方は、１階０番「06 入退院受付」へ おこしください。

感染対策について

当院では病院内の感染を防止するため、以下の対策をおこなっておりますので、ご協力お願いいたします。



手指衛生について

・ 病室の出入りの際は、手指消毒剤で手を消毒してください。尚、アルコールアレルギーのある方は看護師にお伝えください。

・ 処置などの前後に、医師、看護師などは手指衛生をします。手指衛生をしていない職員がいましたら、「手を洗って下さい。」または「手指衛生をして下さい。」など、ご遠慮せずに、声をかけて下さい。

トイレについて

・ 入院後、看護師から説明があります。なるべく決められた場所をご使用ください。

針の扱いについて

・ インスリンなど自己注射をしている方は、使用済みの針の取り扱いに注意しましょう。入院後、針の破棄方法について相談させていただくことがあります。

お部屋や施設について

・ 感染性の疾患の場合、個室への移動をさせていただき、室外への出歩きをお控えいただくことがあります。

・ 必要に応じて、感染防止対策の表示を部屋前やベッドサイドに表示させていただきます。

・ レジオネラ感染対策として、蛇口から出るお湯の温度を５５℃以上に設定しています。やけどにご注意下さい。また、レジオネラや水を好む細菌（緑膿菌やセラチア菌など）の感染対策として、加湿器は使用しておりません。乾燥が気になる場合は、濡れバスタオルを干すなどの対応でご了承下さい。

その他

・ 同じ病室などに入院されている他の患者さんがあとで感染性の病気（結核など）であるとわかった場合、あなたに感染していないかを調べるために定期的に必要な検査をさせていただく場合があります。

2024.12 Ver.4

付録

1．勤医協中央病院 理念 ―医療・福祉宣言―

2．患者の権利に関する宣言

3．患者さんの個人情報の利用目的

4．医療費の算定方式

5．医療費・食事負担について

・70 歳未満の方

・70 歳以上の方（前期・後期高齢者）

1．勤医協中央病院 理念 ―医療･福祉宣言―　　2007 年 8 月改定

私たち勤医協中央病院は、地域の人々に支えられ、この地域になくてはならない病院として発展していくことをめざし、ここに「勤医協中央病院医療･福祉宣言」を発表し、「勤医協綱領」に基づき、その実現に努めます。

1．安全･安心で納得のいく医療･福祉をすすめます。
2．地域･友の会とともに健康で住みやすいまちづくりをめざします。
3．互いに学び成長する職場･病院づくりに努力します。

2．患者の権利に関する宣言（第 3.1 版）　　2023 年 11 月改定

患者の人権を尊重し、患者と協働（共同）で無差別･平等で最善の医療を創造するという立場から、私たちは患者の権利に関する以下の項目を大切にし、その実現に努めます。

1．自己決定権
患者には、医療の内容を十分に理解し納得の上、自分の意思で適切な治療を選択し、受ける権利があります。また、他の医療機関の意見(セカンドオピニオン)を聞くことができます。

2．知る権利
患者には、病気の診断、検査･治療の効果と危険性、他の治療法について、分かりやすい言葉で十分な説明を受ける権利があります。

3．プライバシーに関する権利
患者には、診療の過程で得られた個人の情報やプライバシーを守られる権利があります。

4．適切な医療を等しく受けられる権利
患者には、差別のない公平で、最良な医療を受ける権利があります。

5．情報公開を求める権利
患者には、自分が受けている治療について、カルテ開示などの情報提供を受ける権利があります。

6．終末期医療に関する権利
患者には、意識がない、あるいは判断能力を欠く場合であっても他の患者と同等の権利が保証されるよう、代諾者に決定を委ねる権利を持っています。終末期にあっても可能な支援を最大限受ける権利があります。

7．健康教育を受ける権利
患者には、疾病の予防及び早期発見についての手法や保健サービスの利用等を含めた、健康教育を受ける権利を持っています。

8．社会保障の改善を求める権利
患者には、社会保障の改善を国や自治体に対して要求する権利があります。

3. 患者さんの個人情報の利用目的（第 8.1 版）　2024 年 12 月改定

当院では、患者さんに安心して医療を受けていただくために、安全な医療を提供するとともに、患者さんの個人情報の取り扱いにも、細心の注意を払っております。

1、個人情報の利用目的について

当院では患者さんの個人情報を別記の範囲で利用させていただきます。その他の目的で個人情報を利用する場合は予め利用目的をお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。

2、個人情報の開示・訂正・利用停止について

患者さんの個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましては関係法令の規定にしたがって進めます。

3、個人情報に関するお問い合わせは、次の窓口におたずねください。

「文書受付」（1 階 07 番） 個人情報管理委員会事務局長

4、当院における患者さんの個人情報の院内での利用

①患者さんに提供する医療サービス
②医療保険事務、会計・経理
③入退院等の病棟管理および当該患者さんへの医療サービスの向上
④医療事故等の報告
⑤院内医療実習への協力
⑥医療の質の向上を目的とした院内症例研究および研究及び市販後臨床試験等
⑦その他、患者さんに係る管理運営業務

5、当院における患者さんの個人情報の院外への情報提供としての利用

①他の医療機関、介護サービス事業者等との連携を目的とした個人情報の提供、共用、閲覧
②患者さんの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
③患者さんの診療等のための地域医療連携システムにおける利用
④救急隊による救急搬入に関する、救急隊（消防署）からの照会への回答
⑤検査業務の委託、保険事務の委託、その他の業務委託
⑥ご家族等への病状説明
⑦審査支払機関へのレセプトの提出
⑧審査支払機関又は保険者への照会
⑨審査支払機関又は保険者からの照会への回答
⑩事業者等からの委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
⑪医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等

⑫がん診療連携指定病院の業務としての院内がん登録、予後情報のデータ提出及び利用
⑬全国がん登録のデータ提出
⑭医療の質の向上を目的とした院外症例研究および研究等の利用
⑮その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

6、道央健康友の会活動の利用

当院は、道央健康友の会と協力しながら、いのちと健康を守る活動を積極的に進めています。道央健康友の会の活動のご案内のために患者さんの氏名、生年月日、連絡先を利用させていただきます。

7、その他の利用

①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
②学会・医学誌等への発表（匿名化の上使用）
③外部監査機関への情報提供
④医療職の専門認定等の資格申請（匿名化の上使用）
⑤治験または製造販売後臨床試験に係る調査、医薬品副作用情報に関する調査、臨床試験支援業務委託（同意または匿名化の上使用）

上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

＊個人情報の第三者への提供について

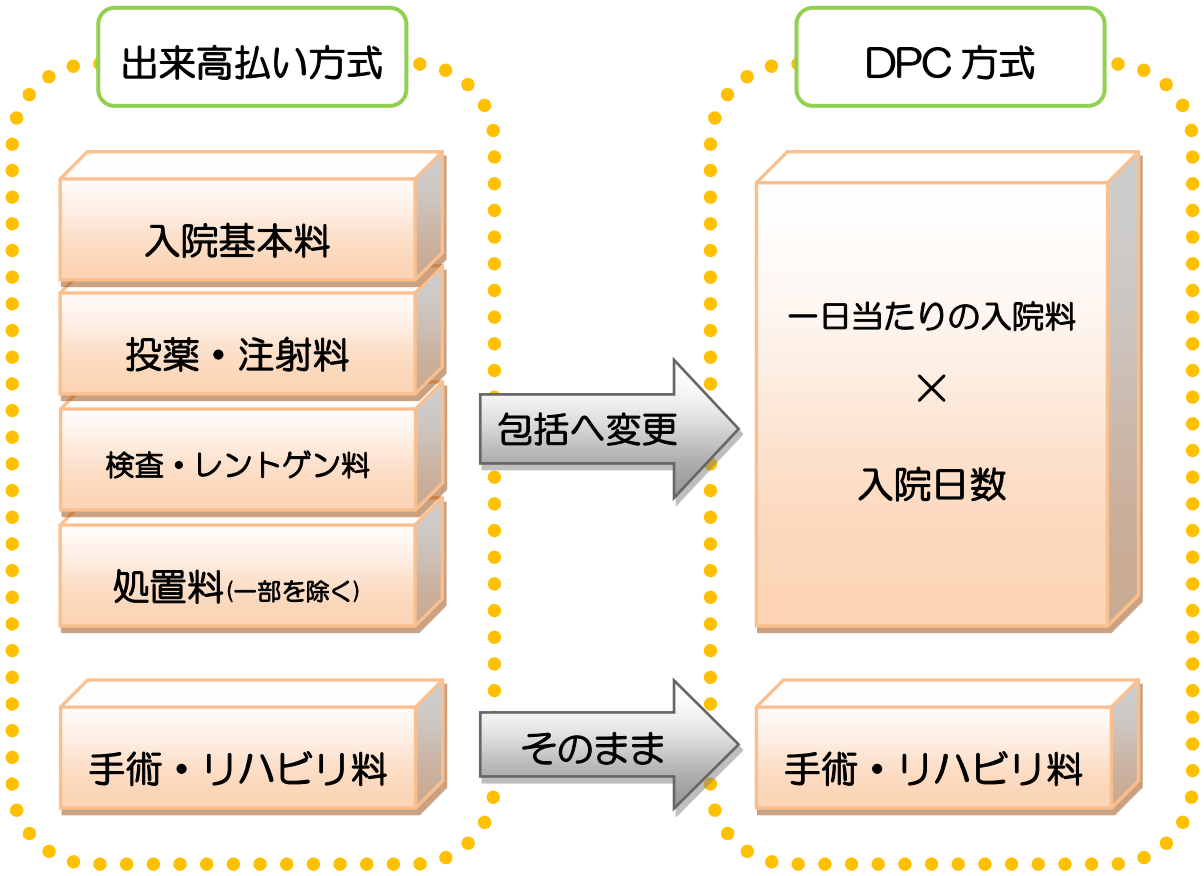
次の項目については個人情報保護法に基づく利用目的の例外となるため、ご本人の同意なく個人情報を提供する場合があります。

1.法令に基づく場合
2.人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を頂くことが困難な場合（意識不明者の身元確認、意識不明や認知症患者さんの状況のご家族への説明、大規模災害で多数の傷病者受け入れ時の家族等からの問い合わせへの対応等）
3.公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合（児童虐待事例、医療事故報告等）
4. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（災害発生時の警察からの負傷者の住所氏名等の照会等）

4. 医療費の算定方式

入院医療費は一部の病棟を除き『DPC方式』で計算されます。

- DPCとは、Diagnosis Procedure Combination（診断・行為・組合せ）の略で、厚生労働省によって、医療の質の標準化を図ることを目的として全国の急性期病院を中心に導入が進められている制度です。
- この制度下での入院医療費の計算は、従来の医療行為ごとに計算する『出来高払い方式』とは異なり、医療資源を最も投入した傷病名や診療内容などによって決められた1日当たりの入院料と入院日数を基に計算する『DPC 方式』で医療費を算出します。
- 手術料やリハビリ料などの一部の診療行為については、これまで通りの出来高払い方式で計算されます。
- DPCは、医療資源を最も投入した一つの傷病に対して入院診療を行うことを前提とした制度です。このため、緊急を要しない他の病気の治療や、他の医療機関への受診は、退院後にお願いすることがありますのでご了承願います。



5. 医療費･食事負担について

【70歳未満の方】

医療費負担額　・原則３割負担です。

■限度額一覧【月額はひと月当たり(１日～月末まで)、年間上限は８月～翌年７月】

所得区分	３回までの限度額	４回目以降の限度額（多数該当）　※1	年間上限（年単位）　※2
標準報酬月額 83 万円以上の方【ア】	270,300 円＋（総医療費 - 901,000 円）×1%	140,100 円	1,680,000 円
標準報酬月額 53～79 万円の方※１　【イ】	179,100 円＋（総医療費 - 597,000 円）×1%	93,000 円	1,110,000 円
標準報酬月額 28～50 万円の方　【ウ】	85,800 円＋（総医療費 - 286,000 円）×1%	44,400 円	530,000 円
標準報酬月額 26 万円以下の方　【エ】	61,500 円	44,400 円	530,000 円
市区町村民税の非課税者【オ】	36,900 円	24,600 円	290,000 円

※１　ひとつの世帯で高額療養費の支給が１年間に上記計算の対象となった場合、４回目からの限度額となります。

※２　「年間上限」は、８月から翌年７月までの１年間に支払った自己負担額の合計に対する上限です。合計額が年間上限に達した後は、その年はそれ以上のお支払いは不要となります（ひと月の限度額に達しない月も合算されます)。

■償還払い制度について

上記「所得区分」の限度額を超える入院費を支払った場合、後日還付を受けることが出来ます。

以下のような場合が対象となります。

1. 限度額適用認定証を病院窓口へ提示せず、限度額を超える自己負担を支払った場合。
2. 同一月内に転院などにより、２箇所以上の病院で自己負担限度額を支払った場合。
3. 多数該当（上記表※2 参照）にも関わらず、多数該当ではない金額で自己負担を支払った場合。

②　食事負担金額

・基本は１食５５０円(１日３食で１，６５０円)です。

・所得によっては１食あたりの金額が減額されます。下記参照下さい。

※請求書(領収書)に記載される「食事療養費」は病院から健康保険へ請求する金額、「標準負担額」は病院から患者様へ請求する金額です。混同されないようご注意下さい。

■1食の標準負担額一覧

区　　分		標準負担額
一定以上所得者		１食５５０円
一　　般		
減額認定を受けた場合	過去の入院期間が 90 日以下	１食２７０円
	過去の入院期間が 90 日以上	１食２２０円

【70歳以上の方（前期･後期高齢者）】

①　入院一部負担金・食事代（標準負担額）

・　一割負担または、二割負担（平成２６年４月２日以降に７０歳になられる方）

現役なみ所得の方は３割負担

■高齢者入院一部負担金・食事代（標準負担額）一覧【ひと月当たり、年間上限は８月～翌年７月】

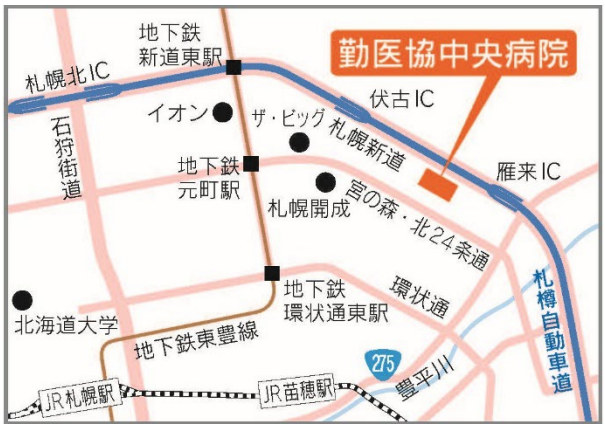
		区　分		一部負担金	（多数該当）※1	年間上限 ※２	食事代（１食）
現役並み	３割負担	Ⅲ	①年収約 1,160 万円～標準報酬月額 83 万円以上	270,300 円＋（医療費 - 901,000 円）× 1%	140,100 円	1,680,000 円	５５０円
		Ⅱ	②年収約 770～1,160 万円 標準報酬月額 53～79 万円	179,100 円＋（医療費 - 597,000 円）× 1%	93,000 円	1,110,000 円	
		Ⅰ	③年収約 370～770 万円 標準報酬月額 28～50 万円	85,800 円＋（医療費 - 286,000 円）×1%	44,400 円	530,000 円	
一般	１割または２割負担		④一般の方（住民税課税世帯）	６１，５００円	44,400 円	530,000 円	
住民税非課税		Ⅱ	⑤住民税非課税世帯の方（③該当者は除く）	２５，７００円	24,600 円	290,000 円	２７０円
			⑥「⑤」対象者のうち入院期間が９０日を超えた方			290,000 円	２２０円
		Ⅰ	⑦「⑤」対象者のうち所得が一定基準に満たない方	１５，７００円	―	180,000 円	１３０円

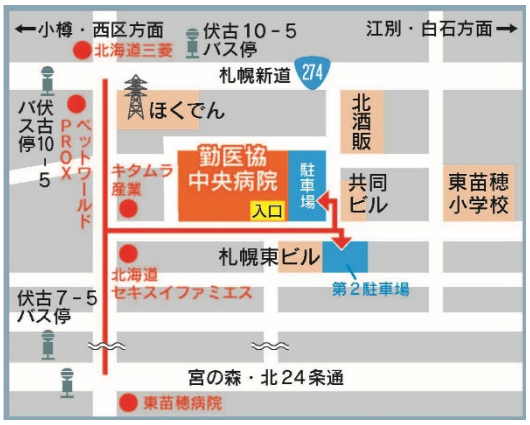
※1　１年間に３回以上上限に達した場合の４回目からは「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※２　「年間上限」は、8 月から翌年 7 月までの 1 年間に支払った一部負担金の合計に対する上限です。合計額が年間上限に達した後は、その年はそれ以上のお支払いは不要となります。

※３　請求書(領収書)に記載される「食事療養費」は病院から健康保険へ請求する金額、「標準負担額」は病院から患者様へ請求する金額です。混同されないようご注意下さい。

周辺地図





公益社団法人 北海道勤労者医療協会

勤医協中央病院

Kin-ikyo Chuo Hospital

〒 007-8505　札幌市東区東苗穂５条１丁目 9-1

011-782-9111（代表）　FAX 011-781-0680

ホームページ www.kin-ikyo-chuo.jp

入院案内　2026.8 版